

令和8年度 那覇・南風原クリーンセンターで使用する
電力の購入（自家発補給電力）

仕 様 書

令和7年11月

那覇市・南風原町環境施設組合

1. 件名

令和8年度 那覇・南風原クリーンセンターで使用する電力の購入（自家発補給電力）

2. 概要

- (1) 適用範囲 本仕様書は、那覇市・南風原町環境施設組合が行う電力需給契約について適用する。
- (2) 需要場所 沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地
- (3) 用 途 ごみ焼却処理施設
- (4) 検針日 毎月 1 日

3. 仕様

(1) 電気方式、電圧、周波数、受電方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧 標準 20,000 ボルト
- ウ 周波数 60Hz
- エ 受電方式 1 回線受電（与那原変電所から専用線）

(2) 契約電力種別及び使用方法

- ア 契約電力種別：特別高圧電力 200 kW
特別高圧自家発補給電力 A 2,800 kW

※契約電力とは契約上使用できる電力の最大電力をいい、計量器により計測し算定される値が原則としてこれを超えないものとする。また、自家発補給電力とは那覇・南風原クリーンセンターの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受けるものとする。

- イ 使用方法 : 使用開始の時刻と使用終了の時刻とをあらかじめ通知する。また、事故その他やむを得ない場合は、使用開始後速やかに通知する。

- ウ 予定使用電力量： 1, 0 5 8, 0 0 0 kW h
(内自家発補給電力 8 9 0, 0 0 0 kW h)

※各月の予定使用電力量は、別紙 「令和8年度 自家発補給電力の購入(予定使用電力量)」のとおり。ただし、使用電力量は焼却計画の変更や発電機の故障など

により予定使用電力量（電気使用計画）より大きく変化する場合もある。この場合にも契約単価を適用する。

エ 力 率 : 電力使用時は常に 100%に維持するよう運用する。

（３）電力供給期間

電力を供給する期間：令和８年４月１日０時から令和９年３月３１日２４時まで

（４）需給地点

発注者の区分開閉器の電源側リード線と沖縄電力㈱の引込線との接続点

（５）電気工作物の財産分界点。ただし、計量器などは沖縄電力株式会社の所有である。

需給地点に同じ。

（６）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（７）自家用発電設備の概要

ア 常用自家発電設備 （蒸気タービン発電機）

３相３線 ６,６００Ｖ ８,０００ｋＷ ×１台（ 系統連系あり ）

イ 非常用自家発電設備 （ディーゼル発電機）

３相３線 ６,６００Ｖ １,２００ｋＶＡ ×１台（ 系統連系なし ）

（８）その他

力率の変動、その他の要因（燃料費調整等）による電気料金の調整及び契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般送配電事業者が定める「標準的な電気供給条件（特別高圧）令和６年４月１日実施」又は乙の定める供給約款等に基づき、甲及び乙双方協議の上、これを定める。尚、本仕様書及び需給契約書において一般送配電事業者とは、一般送配電事業者としての沖縄電力株式会社のことをいう。

4. その他

(1) 関係資料

- ・最大需要電力・使用電力量 実績（令和5年度～令和7年度）
- ・令和8年度 自家発補給電力の購入(予定使用電力量)
- ・令和8年度 那覇・南風原クリーンセンター年間運転計画